

仕 様 書

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務
- 2 履行場所 別添1「履行場所一覧表」のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日まで
- 4 一般事項

(1) 用語の定義

本業務委託仕様書において使用する用語の定義は、建築保全業務共通仕様書（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部の第1編第1章第1節1.1.2による。

(2) 契約図書の優先順位

本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のア、イの順番とし、これにより難しい場合は(6)「疑義に対する協議等」による。

ア 契約書

イ 本業務委託仕様書

(3) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。その他費用負担が不明確なものについては、双方協議の上決定する。

(4) 業務の実施

業務の実施に当たっては、既存設備、既存物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、施設管理担当者の指示に従い修復する。また、これに係る費用は全て受注者の負担とする。

(5) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6) 疑義に対する協議等

ア 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者
と協議する。

イ アの協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

ウ アの協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

(7) 本業務委託仕様書に定めのない事項

本業務委託仕様書に定めのない事項については、施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに、議事録を作成して提出する。

(8) 業務の再委託

点検業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、発注者の承諾を得なければならない。なお、業務を再委託する場合には、再委託の相手方を書面により施設管理担当者へ提出するとともに、その実施について適切な指導、管理を行わなければならない。

(9) 守秘義務

業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

5 業務内容

対象の施設について、下記の点検業務等を行う。

- (1) 建築基準法第 12 条第 2 項又は官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第 12 条第 1 項に基づく点検業務及び報告書の作成
- (2) 建築基準法第 12 条第 4 項又は官公法第 12 条第 2 項に基づく点検業務及び報告書の作成

6 点検対象等

点検の対象項目、調査方法及び結果の判定基準は、建築基準法の点検に係る平成 20 年国土交通省告示第 282 号及び同第 285 号並びに平成 28 年国土交通省告示第 723 号の基準又は官公法の点検に係る平成 20 年国土交通省告示第 1350 号及び同第 1351 号の基準により行う。

7 点検結果の報告

点検等の結果を記載した点検結果報告書を作成し、施設管理担当者へ点検終了後 4 週間以内に報告する（ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。）。

なお、報告書の様式は、別添 2 の様式に準じたものとする。

第 2 共通仕様

1 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務において施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

2 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ、図面等の関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合又は業務が終了した場合は速やかに返却する。

3 点検実施者

(1) 点検の実施に先立ち、次の事項について、書面により施設管理担当者に通知する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 経歴

エ 点検に関する資格を証明するもの

(2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な下記のいずれかの資格を有する者とする。

ア 一級建築士（全ての点検業務が可）

イ 二級建築士（全ての点検業務が可）

ウ 特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者（「敷地及び構造」の点検業務が可）

エ 建築設備検査員資格者証の交付を受けた者（「昇降機以外の建築設備」の点検業務が可）

オ 防火設備検査員資格者証の交付を受けた者（「防火設備」の点検業務が可）

(3) 点検実施者は、常に身分証を携帯し、名札及び制服（作業服）を着用する。

4 業務条件

点検業務の実施時間帯は、原則として、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（月曜日から金曜日（祝祭日を除く。））とする。

なお、実施日は施設管理担当者と協議する。

5 施設管理担当者等の立会い

点検の実施に際しては、施設管理担当者が立ち会うことがある。また、受注者等から施設管理担当者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出るものとする。

6 駐車場の利用

施設内の駐車場を利用できる。

7 業務の検査

受注者は、発注者の指定した者が行う業務検査を受けるものとする。

履行場所一覧表

庁舎名	所在	建築年月	用途	構造	階層	敷地面積 (㎡)	延べ建物 床面積(㎡)	防火設備	点検の種類・基準	点検内容
京都地方法務局	京都市上京区荒神口通河原町 東入上生洲町197	S55新築 H12増築	事務所	RC	4	6,307.27	5,047.98	別表	建築基準法	敷地・構造 建築設備 防火設備
宇治支局	京都府宇治市宇治琵琶33-2	S56新築 H20増築	事務所	RC	3	1,755.49	1,700.88	別表	建築基準法	建築設備 防火設備
園部支局	京都府南丹市園部町小山東町 平成台1号17	H22新築	事務所	RC	3	2,038.62	2,216.90	別表	建築基準法	建築設備 防火設備
宮津地方合同庁舎	京都府宮津市字中ノ丁2534	H2新築	事務所	RC	3	3,136.94	2,068.42	別表	建築基準法	建築設備 防火設備
京丹後支局	京都府京丹後市峰山町吉原71	S53新築 H5増築	事務所	RC	2	1,455.08	1,076.85	/	官公法	建築設備
舞鶴支局	京都府舞鶴市字西110-5	H13新築	事務所	RC	2	1,961.70	1,186.50	/	官公法	建築設備
福知山地方合同庁舎	京都府福知山市字内記10-29	S61新築	事務所	RC	4	1,799.61	1,509.46	別表	建築基準法	建築設備 防火設備
嵯峨出張所	京都市右京区嵯峨天龍寺車道 町33-20	S63新築	事務所	RC	2	1,693.44	1,299.28	/	官公法	建築設備
伏見法務総合庁舎	京都市伏見区深草西浦町4-5 4	H6新築	事務所	RC	地上4 地下1	1,139.70	3,285.54	別表	建築基準法	建築設備 防火設備
木津地方合同庁舎	京都府木津川市木津駅前一丁 目50	H17新築	事務所	RC	3	2,605.32	1,746.44	別表	建築基準法	建築設備 防火設備

(注) 敷地・構造→建築基準法 1 2 条 2 項又は官公法 1 2 条 1 項の点検
設備 →建築基準法 1 2 条 4 項又は官公法 1 2 条 2 項の点検

防火設備

	煙感知器 (光電式)	防火扉	防火シャッター	防火ダンパー	垂れ壁
京都地方法務局	30	10		11	24
宇治支局	9	5	4	8	
園部支局	15	2	6		
宮津地方合同庁舎	19	3	1	1	
福知山地方合同庁舎	6	3	2	8	
伏見法務総合庁舎	13	5	2	10	
木津地方合同庁舎	6	3			

点検様式 1-1

定期点検記録
(建築物の敷地及び構造)

(第一面)

(建築基準法第 12 条第 2 項・官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項)の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設保全責任者

【1. 対象建築物】			
【イ. 所在地】			
【ロ. 名称のフリガナ】			
【ハ. 名称】			
【ニ. 用途】			
【2. 管理者】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【3. 点検者】			
(代表となる点検者)			
【イ. 資格】			
() 建築士	() 登録第	号	
特定建築物調査員	第	号	
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】			
() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の点検者)			
【イ. 資格】			
() 建築士	() 登録第	号	
特定建築物調査員	第	号	
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】			
() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【4. 点検による指摘の概要】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (令和 年 月に改善予定)	☐ 無	
【ニ. その他特記事項】			

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域
☐ その他 () ☐ 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m^2

【ニ. 建築面積】 m^2 (建築基準法に拠る)

【ホ. 延べ面積】 m^2 (建築基準法に拠る)

【3. 階別用途別床面積】

	(用途)	(床面積)
【イ. 階別用途別】	(階)	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)
【ロ. 用途別】	()	(m^2)
	()	(m^2)
	()	(m^2)

【4. 性能検証法等の適用】

☐ 耐火性能検証法 ☐ 防火区画検証法
☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成・令和 年 月 日 概要 ()
昭和・平成・令和 年 月 日 概要 ()
昭和・平成・令和 年 月 日 概要 ()
昭和・平成・令和 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐ 有 (☐ 各階平面図あり) ☐ 無

【ロ. 確認済証】 ☐ 有 ☐ 無

交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号

交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 検査済証】 ☐ 有 ☐ 無

交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号

交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☐ 有 ☐ 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検の状況】

- 【イ. 今回の点検】 令和 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の点検】 ☐実施 (令和 年 月 日報告) ☐未実施
- 【ハ. 建築設備の点検】 ☐実施 (令和 年 月 日報告) ☐未実施
- 【ニ. 昇降機等の点検】 ☐実施 (令和 年 月 日報告) ☐未実施
- 【ホ. 防火設備の点検】 ☐実施 (令和 年 月 日報告) ☐未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 ☐有 (飛散防止措置無) ()
☐有 (飛散防止措置有) ()
☐無
- 【ロ. 措置予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 ☐有 ☐無 (令和 年 月に実施予定) ☐対象外
- 【ロ. 耐震改修の実施の有無】 ☐有 ☐無 (令和 年 月に実施予定) ☐対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 ☐有 ☐無
- 【ロ. 不具合等の記録】 ☐有 ☐無
- 【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 4欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。建築物とは1の建築物（建築基準法施行令第1条第1号）を指します。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑦ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑧ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 6欄の「ニ」は、⑨に準じて記入してください。
- ⑫ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画若しくは、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準に基づく保全計画について記入してください。
- ⑬ 6欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑭ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑮ ここに書き表せない事項で特に記録すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の点検を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」は、直前の記録について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑧ 3 欄は、建築基準法第 28 条の 2 の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の 2 欄において指摘されるものの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(建築物の敷地及び構造)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不適格		
1 敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2 建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	点 検 項 目		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
				既 存	不 適 格		
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げる維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げる維持保全の状況				
(24)		室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げる劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況				
(29)			防火扉又は戸の開放方向				
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(33)			常閉防火扉等の固定の状況				
(34)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況			
(36)	警報設備	警報設備	警報設備の設置の状況				
(37)			警報設備の劣化及び損傷の状況				

番号	点 検 項 目		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
					既 存 不 適 格		
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況					
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況					
(41)		換気設備の設置の状況					
(42)		換気設備の作動の状況					
(43)		換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(45)		吹付け石綿等の劣化の状況					
(46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下	幅員の確保の状況					
(3)		物品の放置の状況					
(4)	出入口	出入口の確保の状況					
(5)		物品の放置の状況					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)		避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	直通階段の設置の状況					
(12)		幅員の確保の状況					
(13)		手すりの設置の状況					
(14)		物品の放置の状況					
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)		開放性の確保の状況					
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況					
(25)		防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)		可動式防煙壁の作動の状況					
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況				
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)		非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベーターの作動の状況				

番号	点 検 項 目		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不適格			
(38)	設備等 その他		非常用の照明装置の設置の状況				
(39)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7 上記以外の点検項目							
その他確認事項							
法第12条4項の規定による点検を要する防火設備の有無							
☐ 有（ 階） ☐ 無							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善 （予 定）年 月	

- (注意)
- [1] この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-1(1/2) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-1(1/2) (い) 欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 7「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第二の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3－1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点検結果				備考
			指摘 なし	要是正		既 存 不 適 格	
1 建築物の内部							
(1)		堅穴区画の状況					
(2)	堅穴 区画	堅穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(3)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(4)			準耐火性能の確保の状況				
(5)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）		部材の劣化及び損傷の状況				
(6)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(7)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(8)			準耐火性能の確保の状況				
(9)	準耐火構造の床（堅穴区画を構成する床に限る。）		部材の劣化及び損傷の状況				
(10)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(11)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況				
(12)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況				
(13)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況				
(14)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(15)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(16)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(17)			常閉防火扉等の固定の状況				
(18)	照明器具、懸垂物等		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
2 避難施設							
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(3)			手すり等の劣化及び損傷の状況				
(4)			物品の放置の状況				
(5)			避難器具の操作性の確保の状況				
(6)	直通階段		直通階段の設置の状況				
(7)			幅員の確保の状況				
(8)			手すりの設置の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
3 上記以外の点検項目							
その他確認事項							
法第12条4項の規定による点検を要する防火設備の有無							
☐ 有（ 階） ☐ 無							

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定)年月

- (注意)
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
 - [5] 「点検結果」欄は、表2-2-1(2/2) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-1(2/2) (い) 欄に掲げる点検項目について (は) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
 - [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - [9] 3「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第二の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 - [10] 「その他確認事項」は、法第12条第4項の規定による点検を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
 - [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
 - [12] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3－2の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - [13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

点 検 結 果 図（建築物の敷地及び構造）

[illegible]

点 検 結 果 図（建築物の敷地及び構造）

[illegible]

関係写真
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

[1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式1－2の番号、点検項目に対応したものを記入してください。

[4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

[5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

点検様式 3-1

定期点検記録
(建築設備 (昇降機を除く。))

(第一面)

(建築基準法第 12 条第 4 項・官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項) の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設保全責任者

【1. 対象建築物】
【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】
【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】
【3. 点検による指摘の概要】
【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格 ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
【ニ. その他特記事項】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²
 【ニ. 点検対象建築設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置
☐給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

- 【イ. 今回の点検】 令和 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 ☐実施 (令和 年 月 日報告) ☐未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ロ. 火気使用室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 ☐個別パッケージ ☐全空気 ☐ヒートポンプ
☐ファンコイルユニット併用 ☐その他 ()
 【ホ. 防火ダンパーの有無】 ☐有 ☐無

【6. 換気設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 ☐有 ☐無
 【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無
 【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定 (令和 年 月に改善予定)
☐予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ホ. 居室等】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ヘ. 予備電源】

☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【10. 排煙設備の点検の状況】【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】			
【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯（ 灯） ☐ 蛍光灯（ 灯） ☐ その他（ 灯）			
【ロ. 予備電源】 ☐ 蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）			
☐ 蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）			
☐ 自家発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）			
☐ 蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）			
☐ 無			
【14. 非常用の照明装置の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし			
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（令和 年 月に改善予定） ☐ 無			
【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無			
【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無			
【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（令和 年 月に改善予定） ☐ 予定なし			
【16. 給水設備及び排水設備の点検者】			
（代表となる点検者）			
【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号			
建築設備検査員 第 号			
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号			
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
（その他の点検者）			
【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号			
建築設備検査員 第 号			
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号			
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【17. 給水設備及び排水設備の概要】			
【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク（ 基 m ³ ） ☐ 貯水タンク（ 基 m ³ ）			
☐ その他（ ）			
【ロ. 排水設備】 ☐ 排水槽（ ☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽）			
☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他（ ）			
【ハ. 圧力タンクの有無】 ☐ 有 ☐ 無			
【ニ. 給湯方式】 ☐ 局所式 ☐ 中央式			
【ホ. 湯沸器】 ☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器			
☐ その他（ ）			
【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし			
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（令和 年 月に改善予定） ☐ 無			
【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無			
【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無			
【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（令和 年 月に改善予定）			
☐ 予定なし			
【20. 備考】			

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第 12 条又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が 2 人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 3 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 3 欄の「ハ」は、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1 欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第 87 条の 2 及び同法第 88 条第 2 項の規定により準用して適用される同法第 6 条第 1 項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から 19 欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の 20 分の 1 未満となる居室（建築基準法第 28 条第 3 項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する居室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 5 欄の「ニ」並びに 17 欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

- ⑰ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 67 条の 2、第 67 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20 欄又は別紙に記載して添えてください。
4. 第三面関係
- ① 第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(換気設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況			
(2)			給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況			
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置			
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況			
(5)			風道の取付けの状況			
(6)			風道の材質			
(7)			給気機又は排気機の設置の状況			
(8)			換気扇による換気の状況			
(9)	中央管理方式の空気調和設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)		空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況			
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(13)			空気調和設備の運転の状況			
(14)			空気ろ過器の点検口			
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との隔離距離			
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度			
(17)			各居室の相対湿度			
(18)			各居室の浮遊粉じん量			
(19)			各居室の一酸化炭素含有率			
(20)			各居室の二酸化炭素含有率			
(21)			各居室の気流			
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	機械自然換気及び換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
4 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- （注意）
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
 - [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
 - [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
 - [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
 - [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(排煙設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			煙排出口の設置の状況				
(4)			煙排出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の周囲の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との隔離距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)			排煙口の排煙風量				
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)		特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	煙感知器による作動の状況				
(40)			給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気風道の取付けの状況				
(43)			防煙壁の貫通措置の状況				
(44)			給気送風機の設置の状況				
(45)		給気風道との接続の状況					

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(46)	特 殊 排 煙 な 設 備 の 構 造	特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)			給気送風機の給気風量				
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)		特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー							
(1)	加 圧 防 排 煙 設 備	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)			給気口の周囲の状況				
(3)			排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)		排煙風道の取付けの状況					
(5)		排煙風道の材質					
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			給気送風機の作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)			空気逃し口の周囲の状況				
(27)			空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)			圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3 令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可 動 防 煙 壁	手動降下装置の作動の状況					
(2)		手動降下装置による連動の状況					
(3)		煙感知器による連動の状況					
(4)		可動防煙壁の材質					
(5)		可動防煙壁の防煙区画					
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
4 予備電源							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の 状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の 性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジン	直結エンジンの 外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)			Vベルト				
(24)			接地線の接続の状況				
(25)		絶縁抵抗					
(26)	直結エンジンの 性能	始動及び停止並びに運転の状況					
5 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 5「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(非常用の照明装置)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1 照明器具						
(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等				
(2)		照明器具の取付けの状況				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)	照度	照度の状況				
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配 線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び 充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄 電 池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6 自家用発電装置						
(1)	自家 用 発 電 装 置	自家用発電装置等の 状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の 性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
7 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- (注意)
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 7「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不 適 格		
1 飲料用の配管設備及び排水設備						
(1)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。飲料用配管及び排水配管)	配管の取付けの状況				
(2)		配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2 飲料水の配管設備						
(1)	（給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ）	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(7)		給水タンク等の内部の状況				
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況				
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
3 排水設備						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		排水ポンプの設置の状況				
(5)		排水ポンプの運転の状況				
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(7)	(排水再利用を含む。水道を配管設備に含む。)	雑用水の用途				
(8)		雑用水給水栓の表示の状況				
(9)		配管の標識等				
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(11)		消毒装置				
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況				
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況				

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不 適 格			
(15)	その他	排水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)		雨水排水立て管の接続の状況					
(17)		排水の状況					
(18)		掃除口の取付けの状況					
(19)		雨水系統との接続の状況					
(20)		間接排水の状況					
(21)	通気管	通気開口部の状況					
(22)		通気管の状況					
4 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

- (注意)
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検様式 3－3

関係写真
(建築設備(昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

点検様式 4-1

定期点検記録
(防火設備)

(第一面)

(建築基準法第 12 条第 4 項・官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項) の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設保全責任者

【1. 対象建築物】
【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】
【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】
【3. 点検による指摘の概要】
☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】									
【イ. 階数】	地上	階	地下	階					
【ロ. 建築面積】				m ²					
【ハ. 延べ面積】				m ²					
【2. 確認済証交付年月日等】									
【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日	第	号			
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事		☐ 指定確認検査機関		()				
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日	第	号			
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事		☐ 指定確認検査機関		()				
【3. 点検日等】									
【イ. 今回の点検】	令和	年	月	日	実施				
【ロ. 前回の点検】	☐ 実施		(令和	年	月	日	報告)		☐ 未実施
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】	☐ 有		☐ 無						
【4. 防火設備の点検者】									
(代表となる点検者)									
【イ. 資格等】	()	建築士	()	登録第	号				
	防火設備検査員			第	号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 所属又は勤務先】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号				
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
(その他の点検者)									
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第	号				
	防火設備検査員			第	号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 所属又は勤務先】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号				
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
【5. 防火設備の概要】									
【イ. 避難安全検証法等の適用】									
☐ 階避難安全検証法 (階)									
☐ 全館避難安全検証法									
☐ その他 ()									
【ロ. 防火設備】									
☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)									
☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャー (台)									
☐ その他 (台)									
【6. 防火設備の点検の状況】									
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり		(☐ 既存不適格)		☐ 指摘なし				
【ロ. 指摘の概要】									
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有		(令和		年	月に改善予定)	☐ 無		
【7. 防火設備の不具合の発生状況】									
【イ. 不具合】	☐ 有		☐ 無						
【ロ. 不具合記録】	☐ 有		☐ 無						
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済		☐ 改善予定		(令和		年	月に改善予定)	☐ 予定なし
【8. 備考】									

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第 12 条又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が 2 人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の 6 欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、3 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 3 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3 欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4 欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 67 条の 2、第 67 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入

してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるものの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(防火扉)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点 検 事 項	点検結果			備考
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格		
(1)	防 火 扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-2、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表
(防火シャッター)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不 適 格			
(1)	防 火 シャ ッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイド レール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況					
(27)		防火区画の形成の状況					
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

[1] この書類は、建築物ごとに作成してください。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。

[4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。

[5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。

[6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

[7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。

[8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

[9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

[10] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

[11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。

[12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

[13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

[illegible]

(注意)

[1] この書類は、建築物ごとに作成してください。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。

[4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。

[5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。

[6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

[7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。

[8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

[9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

[10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。

[11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

[12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点 検 事 項	点検結果			備考
				指摘 なし	要是正		
						既 存 不適格	
(1)	ドレン チャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)		排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)			給水装置の状況				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)				圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況					
(26)		防火区画の形成の状況					
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

[1] この書類は、建築物ごとに作成してください。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。

[4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。

[5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。

[6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

[7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。

[8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

[9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

[10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。

[11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

[12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

注) 各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

[1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4－2－1～4－2－4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。

[4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項があ

る場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

[5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。